

# 厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和 8 年 1 月 1 日現在)

1. 当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

## 2. 施設基準等に係る届出について

当院は北海道厚生局長に下記の届出を行っております。

### 1) 基本診療料

|                             |         |          |                  |
|-----------------------------|---------|----------|------------------|
| 療養病棟入院基本料 1 (20 対 1)        | (療養入院)  | 第 3254 号 | 令和 6 年 1 1 月 1 日 |
| 診療録管理体制加算 3                 | (診療録 3) | 第 569 号  | 令和 4 年 6 月 1 日   |
| データ提出加算                     | (データ提)  | 第 700 号  | 令和 4 年 6 月 1 日   |
| 認知症ケア加算                     | (認ケア)   | 第 617 号  | 令和 2 年 4 月 1 日   |
| 入院時食事療養 ( I )・入院時生活療養 ( I ) | (食)     | 第 1091 号 | 平成 3 年 5 月 1 日   |

### 2) 特掲診療料

|                      |           |          |                  |
|----------------------|-----------|----------|------------------|
| 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅲ) | (脳Ⅲ)      | 第 612 号  | 令和 5 年 5 月 1 日   |
| 運動器リハビリテーション料 (Ⅲ)    | (運Ⅲ)      | 第 83 号   | 平成 1 8 年 4 月 1 日 |
| 外来・在宅ベースアップ評価料 ( I ) | (外在ベ I)   | 第 633 号  | 令和 6 年 6 月 1 日   |
| 入院ベースアップ評価料 2 8      | (入ベ 2 8)  | 第 24 号   | 令和 8 年 1 月 1 日   |
| C A D／C A M冠         | (歯 C A D) | 第 244 号  | 平成 2 6 年 4 月 1 日 |
| クラウン・ブリッジ維持管理料       | (補管)      | 第 2611 号 | 平成 8 年 6 月 1 日   |

### 3) その他届出

|                                  |           |           |                  |
|----------------------------------|-----------|-----------|------------------|
| 酸素単価                             | (酸素単)     | 第 44866 号 | 令和 7 年 4 月 1 日   |
| 薬剤料が 1 7 5 円以下の場合は<br>薬剤名等の記載を省略 | ( 1 7 5 ) | 第 1382 号  | 平成 1 4 年 4 月 1 日 |

### 3. 入院基本料について

当院では、療養病棟入院基本料（療養病棟入院基本料1）を算定しております。

- ・看護職員の配置        20：1（実質配置）
- ・看護補助者の配置     20：1（実質配置）

（日勤、夜勤あわせて）入院患者20人に対して1人以上の看護職員、看護補助者を配置しております。

### 4. 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

### 5. 入院診療計画について

当院では入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し7日以内に文書によりお渡ししております。

### 6. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、同様に明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

### 7. 保険外負担に関する事項について

当院では、証明書・診断書などにつきまして、その利用に応じた実費のご負担をお願いしております。詳細は院内掲示しております「保険外諸経費一覧」をご参照ください。